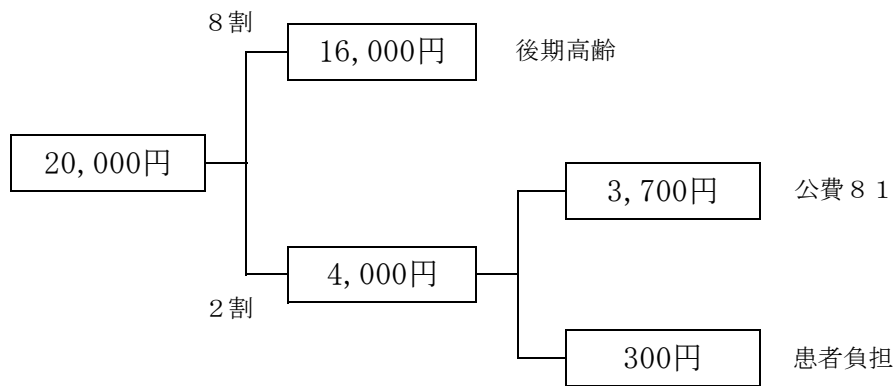


**事例 1** 後期高齢者 2割・公費 8 1 (総医療費 30,000円未満)

1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一
------	------	-------	-------

—			保険者番号	3 9 1 2 〇 〇 〇 〇			
公費①	8 1 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	特記事項 4 1 区力	診療 実日数	保	1	日
公費②					①		日
				②		日	
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額	円			
	2,000						
			300	円			
				円			

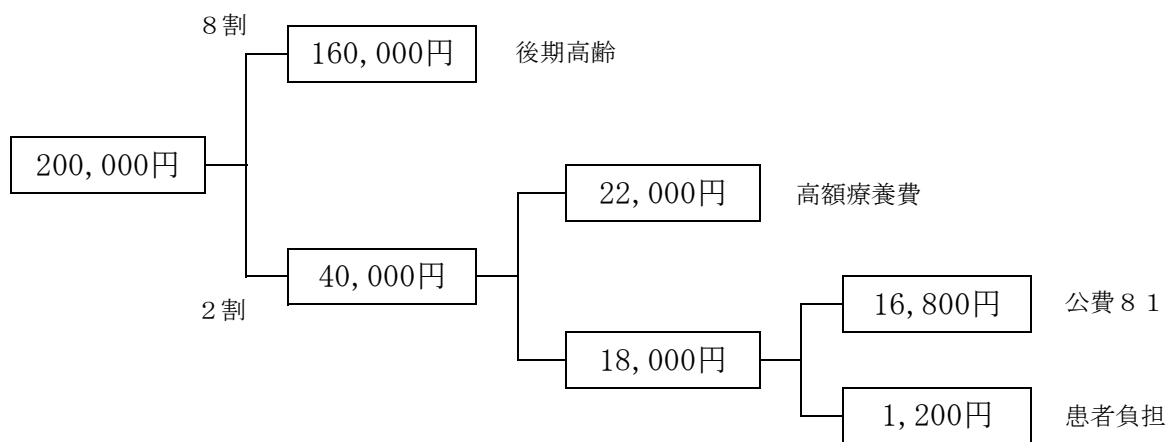


※総医療費が30,000円未満のため、配慮措置の対象外となり、現物高額療養費は発生しません。

事例2 後期高齢者2割・公費81（総医療費150,000円以上）

1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一
------	------	-------	-------

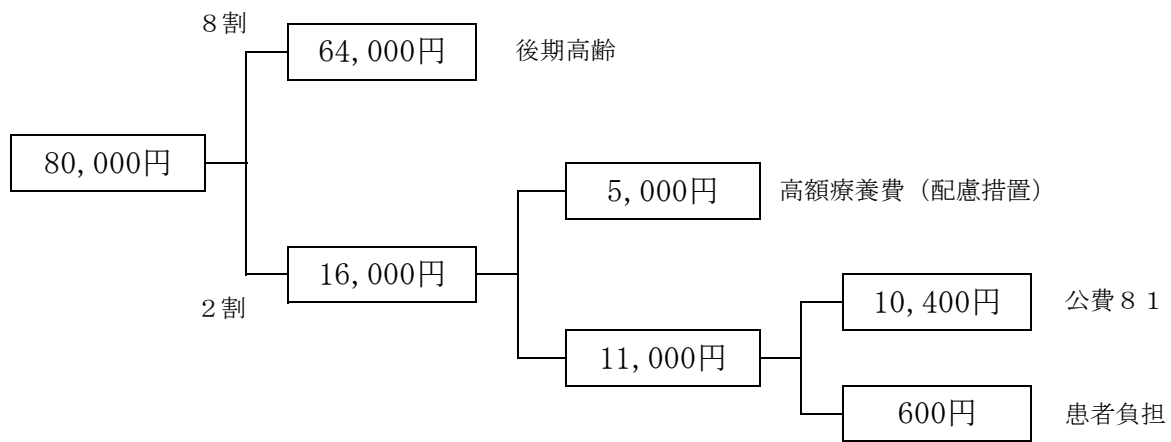
—			保険者番号	3 9 1 2 〇 〇 〇 〇		
公費①	8 1 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	特記事項 4 1 区力	診療 実日数	保 ①	4 日
公費②						
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額	円		
	20,000		18,000			
	点	点	1,200	円		
公費①				円		
公費②				円		



※配慮措置計算額が、6,000円 + (200,000円 - 30,000円) × 0.1 = 23,000円 となり、高額療養費限度額 18,000円 を上回ることから、配慮措置は適用されません。

事例3 後期高齢者2割・公費81（配慮措置適用／端数なし）

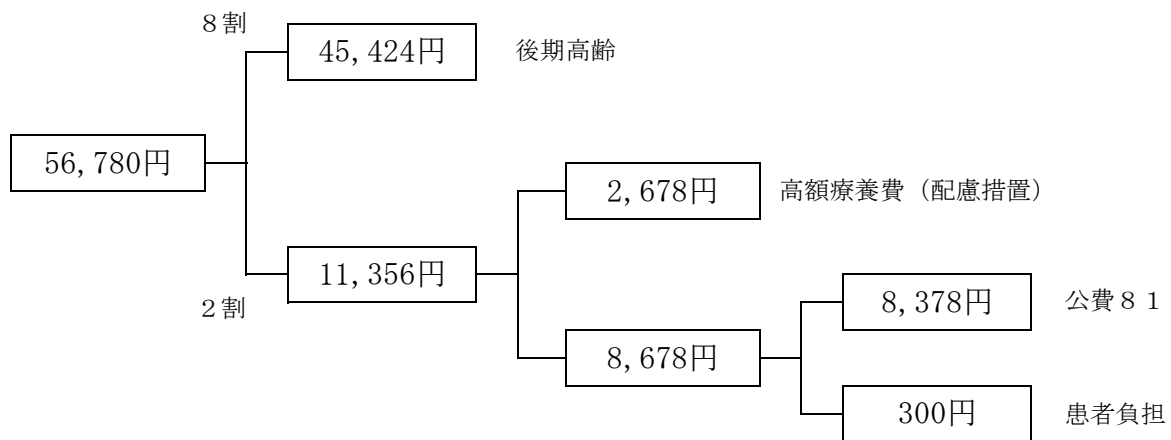
			1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一
—			保険者番号 3 9 1 2 〇 〇 〇 〇			
公費①	8 1 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	特記事項 4 1 区力		診療 実日数	保 2 日
公費②						①
					②	日
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額 円			
	8,000		11,000			
			600			



※配慮措置計算額が、6,000円 + (80,000円 - 30,000円) × 0.1 = 11,000円 となり、高額療養費限度額 18,000円 を下回ることから、配慮措置を適用します。

事例4 後期高齢者2割・公費81（配慮措置適用／端数あり）

			1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一
—			保険者番号 3 9 1 2 〇 〇 〇 〇			
公費①	8 1 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	特記事項 4 1 区カ		診療 実日数	保 1 日
公費②						①
					②	日
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額 円			
	5,678		8,678			
	点	点	円			
公①			300			
公②			円			



※配慮措置計算額が、6,000円 + (56,780円 - 30,000円) × 0.1 = 8,678円 となり、高額療養費限度額 18,000円 を下回ることから、配慮措置を適用します。

※配慮措置の計算において、レセプト記載及び窓口負担額は1円単位となります。  
(1円未満の端数がある場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げ)